

《事業課》
公益財団法人堺市文化振興財団 令和8年度アルバイト職員募集要項

1. 採用予定職種及び人員

アルバイト職員 1名

2. 職務内容

公益財団法人堺市文化振興財団における資料作成・広報・事務・庶務・電話対応などの補助業務

3. 応募資格

次の条件に該当する人（国籍は問いません。）

・エクセル・ワード等のPC基本操作ができる

・普通自動車運転免許保持者（AT限定可、日常的な運転が可能な人）（取得予定者を含みます）優遇

※次のいずれかに該当する人は応募できません。

① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 採用予定日

令和8年4月1日

5. 勤務場所

公益財団法人堺市文化振興財団事務局【堺市堺区翁橋町2丁1-1 堺市民芸術文化ホール内】

6. 勤務条件

雇用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

以後、1年毎に更新する場合があります。ただし、令和11年3月31日まで。

勤務形態：午前9時から午後5時15分までのうち8時間（休憩時間45分含む。）週5日勤務

休 日等：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

※場合により、時間外勤務、休日等（非勤務日）の出勤があります。

休 暇：有給休暇・特別休暇（当財団規程によります。）

時 給：1,178円（当財団規程によります。人事給与制度等の改正により変わることがあります。）

諸 手 当：通勤手当（月額55,000円を限度）・時間外勤務手当（当財団規程によります。）

福利厚生：厚生年金保険・全国健康保険協会健康保険・雇用保険の加入、労災保険の適用。

7. 選考方法・結果の通知

①一次選考 書類審査

「履歴書」（所定様式）等による書類審査を行います。

選考結果は、可否にかかわらず、本人あてに通知します。

②二次選考 個別面接 別途調整させていただきます

※なお、選考結果についての問い合わせには応じられません。

8. 応募方法等

(1) 応募方法

応募方法は郵送、持参を問いません。封筒の表に、赤字で「アルバイト職員応募（事業課）」と明記してください。

(2) 応募書類（所定の様式はホームページからダウンロードしてください。）

① 履歴書（所定様式）

② 返信用封筒

長3封筒に切手110円を貼り付け、住所・氏名・郵便番号を明記してください。

③ 「採用応募者個人情報の取扱いについて」（所定様式）

(3) 受付期間

随時

(4) 問い合わせ及び応募先

〒590-0061 堺市堺区翁橋町2丁1-1

公益財団法人堺市文化振興財団 総務課採用担当

※ 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時30分

電 話 072 (228) 0114

FAX 072 (228) 0115

9. その他

応募資格及び記載事項等に虚偽があった場合は、合格を取り消します。

応募の際に取得した個人情報は、公益財団法人堺市文化振興財団個人情報の保護に関する法律施行規程に基づき、適正に管理し、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への利用は行いません。ただし、ご応募いただいた内容をもとに、他業務での募集がある場合には、別途ご案内させていただきます（※採用を保証するものではありません）

また、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

なお、当財団の個人情報保護方針の詳細につきましては当財団ホームページに記載しております。